

狩猟鳥獣の保護を目的とした狩猟期間の制限、捕獲規制及び猟法の制限

1. 狩猟期間の制限

鳥獣保護管理法

第2条 (略)

9 この法律において「狩猟期間」とは、毎年10月15日（北海道にあっては、毎年9月15日）から翌年4月15日までの期間で狩猟鳥獣の捕獲等を行うことができる期間をいう。

第11条 (略)

2 環境大臣は、狩猟鳥獣（鳥類（狩猟鳥獣のうち鳥類に限る。）のひなを含む。以下「対象狩猟鳥獣」という。）の保護を図るため必要があると認めるときは、狩猟期間の範囲内においてその捕獲等を行う期間を限定することができる。

鳥獣保護管理法施行規則

第9条 法第11条第2項の環境大臣が定める捕獲等を行う期間は、次の表の上欄に掲げる区域ごとに、それぞれ同表の下欄に定める期間とする。

区域	狩猟鳥獣の捕獲等を行う期間
北海道以外の区域	毎年11月15日から翌年2月15日まで（猟区の区域内においては、毎年10月15日から翌年3月15日まで、青森県、秋田県及び山形県の区域内であって、猟区の区域以外において、ヨシガモ（アナス・ファルカタ）、ヒドリガモ（アナス・ペネロペ）、マガモ（アナス・プラテュリュンコス）、カルガモ（アナス・ゾノリュンカ）、ハシビロガモ（アナス・クリュペータ）、オナガガモ（アナス・アクタ）、コガモ（アナス・クレカ）、ホシハジロ（アイテュア・フェリナ）、キンクロハジロ（アイテュア・フリグラ）、スズガモ（アイテュア・マリラ）、クロガモ（メラニタ・アメリカナ）を捕獲する場合にあっては、毎年11月1日から翌年1月31日まで）
北海道の区域	毎年10月1日から翌年1月31日まで（猟区の区域内においては、毎年9月15日から翌年2月末日まで）

※当該狩猟鳥獣の捕獲等を行う期間は、第2種特定鳥獣管理計画の策定により、本来の法定狩猟期間（10月15日～翌4月15日）の範囲内で延長が可能（鳥獣保護管理法第14条第2項）。

2. 対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限

鳥獣保護管理法

第 12 条 環境大臣は国際的又は全国的な対象狩猟鳥獣の保護の見地から、特に保護を図る必要があると認める対象狩猟鳥獣がある場合には、次に掲げる禁止又は制限をすることができる。

- 一 区域又は期間を定めて当該対象狩猟鳥獣の捕獲等を禁止すること。
- 二 区域又は期間を定めて当該対象狩猟鳥獣の捕獲等の数を制限すること。

鳥獣保護管理法施行規則

第 10 条 法第十二条第一項第一号の環境大臣が禁止する捕獲等は、次の表の上欄に掲げる対象狩猟鳥獣ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる区域内及び同表の下欄に掲げる期間内において行う捕獲等とする。

二 法第十二条第一項第二号の環境大臣が制限する捕獲等の数の一日当たりの上限は、猟区の区域外において、次の表の上欄に掲げる対象狩猟鳥獣ごとに、それぞれ同表の下欄に定める羽数又は頭数とする。

狩猟鳥獣の捕獲禁止又は制限（猟法の制限は除く）の状況				
禁止・制限対象鳥獣名	禁 止 制 限 の 内 容			備 考
	禁止・制限の別	禁止・制限の期間又は頭羽数の制限	禁止・制限の区域	
ヤマドリ（亜種コシジロヤマドリを除く。以下この条において同じ。）の雌及びキジの雌（亜種コウライキジを除く。）	禁止	自 平成 29 年 9 月 15 日 至 令和 4 年 9 月 14 日	全国の区域（ヤマドリの雌にあつては放鳥獣をされたヤマドリの雌の捕獲を目的に含む放鳥獣猟区の区域を除き、キジの雌にあつては放鳥獣をされたキジの雌の捕獲を目的に含む放鳥獣猟区の区域を除く。）	第 12 条第 1 項による施行規則第 10 条第 1 項
ヒヨドリ	禁止	〃	東京都小笠原村、鹿児島県奄美市及び大島郡並びに沖縄県の区域	〃

ツキノワグマ	禁止	〃	三重県、奈良県、和歌山県、島根県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県の区域	〃
シマリス	禁止	〃	北海道の区域	〃
マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ及びクロガモ	制限	1日当たり合計して5羽（網を使用する場合には、法第11条第2項に基づき環境大臣の定める狩猟鳥獣の捕獲等をする期間ごとに200羽）	猟区の区域外	第12条第1項による施行規則第10条第2項
エゾライチョウ	制限	1日当たり2羽	猟区の区域外	〃
ヤマドリ（雄）及びキジ（雄）	制限	〃 合計して2羽	猟区の区域外	〃
コジュケイ	制限	〃 5羽	猟区の区域外	〃
バン	制限	〃 3羽	猟区の区域外	〃
ヤマシギ及びタシギ	制限	〃 合計して5羽	猟区の区域外	〃
キジバト	制限	〃 10羽	猟区の区域外	〃

3. 猟法の制限

鳥獣保護管理法

第12条 環境大臣は国際的又は全国的な対象狩猟鳥獣の保護の見地から、特に保護を図る必要があると認める対象狩猟鳥獣がある場合には、次に掲げる禁止又は制限をすることができる。

一～二（略）

三 当該対象狩猟鳥獣の保護に支障を及ぼすものとして禁止すべき猟法を定めてこれにより捕獲等をするを禁止すること。

鳥獣保護管理法施行規則

第 10 条 (略)

- 3 法第 12 条第 1 項第 3 号の環境大臣が禁止する猟法は、次に掲げる猟法とする。
- 一 ユキウサギ（レプス・ティミドゥス）及びノウサギ（レプス・ブラキユウルス）以外の対象狩猟鳥獣の捕獲等をするため、はり網を使用する方法（人が操作することによってはり網を動かして捕獲等をする方法を除く。）
 - 二 口径の長さが十番の銃器又はこれより口径の長い銃器を使用する方法
 - 三 飛行中の飛行機若しくは運行中の自動車又は五ノット以上の速力で航行中のモーターボートの上から銃器を使用する方法
 - 四 構造の一部として三発以上の実包を充てんすることができる弾倉のある散弾銃を使用する方法
 - 五 装薬銃であるライフル銃（ヒグマ（ウルスス・アルクトス）、ツキノワグマ（ウルスス・ティベタヌス）、イノシシ（スス・スクロファ）及びニホンジカ（ケルヴス・ニポン）にあっては、口径の長さが五・九ミリメートル以下のライフル銃に限る。）を使用する方法
 - 六 空気散弾銃を使用する方法
 - 七 同時に三十一以上のわなを使用する方法
 - 八 鳥類並びにヒグマ（ウルスス・アルクトス）及びツキノワグマ（ウルスス・ティベタヌス）の捕獲等をするため、わなを使用する方法
 - 九 イノシシ（スス・スクロファ）及びニホンジカ（ケルヴス・ニポン）の捕獲等をするため、くくりわな（輪の直径が十二センチメートルを超えるもの、締付け防止金具が装着されていないもの、よりもどしが装着されていないもの又はワイヤーの直径が四ミリメートル未満であるものに限る。）、おし又はとらばさみを使用する方法
 - 十 ヒグマ（ウルスス・アルクトス）、ツキノワグマ（ウルスス・ティベタヌス）、イノシシ（スス・スクロファ）及びニホンジカ（ケルヴス・ニポン）以外の獣類の捕獲等をするため、くくりわな（輪の直径が十二センチメートルを超えるもの又は締付け防止金具が装着されていないものに限る。）、おし又はとらばさみを使用する方法
 - 十一 つりばり又はとりもちを使用する方法
 - 十二 矢を使用する方法
 - 十三 犬に咬みつかせることのみにより捕獲等をする方法又は犬に咬みつかせて狩猟鳥獣の動きを止め若しくは鈍らせ、法定猟法以外の方法により捕獲等をする方法
 - 十四 キジ笛を使用する方法
 - 十五 ヤマドリ（スィルマティクス・ソエンメルリンギィ）及びキジ（ファスィアヌス・コロキクス）の捕獲等をするため、テープレコーダー等電気音響機器を使用する方法